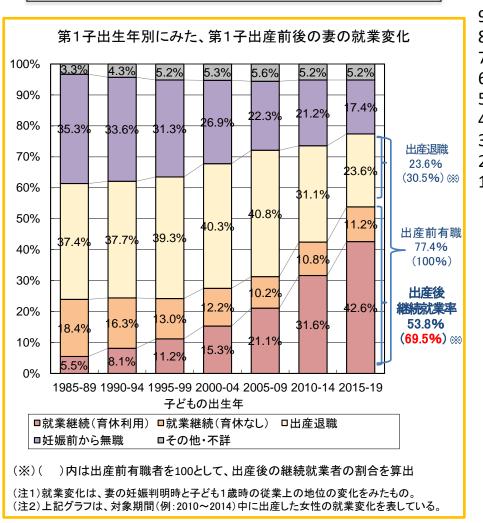
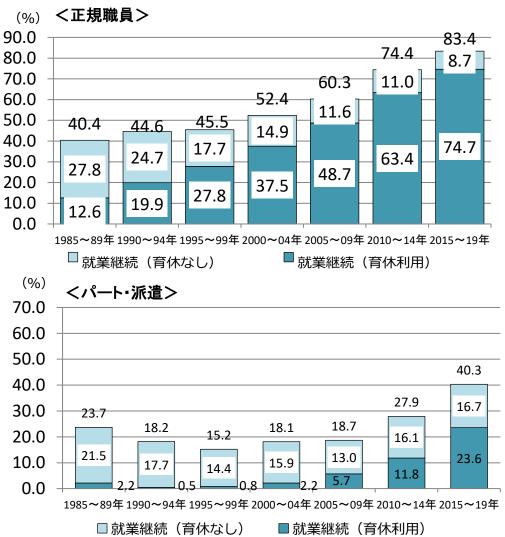
資料3

令和5年5月30日

• 約7割の女性が第1子出産後も就業継続している。雇用形態別にみると、正規職員は育児休業による継続就業 が進んでいる。パート・派遣は低水準にあるものの、近年上昇傾向にある。

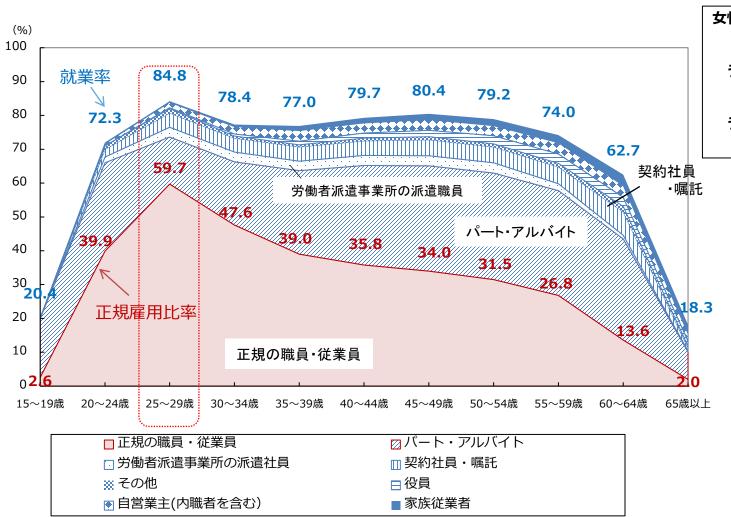
政府目標: 第1子出産前後の女性の継続就業率 70%(令和7年)





## 女性の年齢階級別就業率(雇用形態別)

- 年齢階級別の就業率は、35~39歳の77.0%を底に再び上昇していく。
- 年齢階級別に女性の就業形態をみると、「正規の職員・従業員」は25~29歳が59.7%とピークとなっている。 その後、年齢が上昇していくにつれ、「パート・アルバイト」等の非正規雇用で働く者の割合が増加していく。 (いわゆるL字カーブ)



女性の役員を除く雇用者 2,682万人

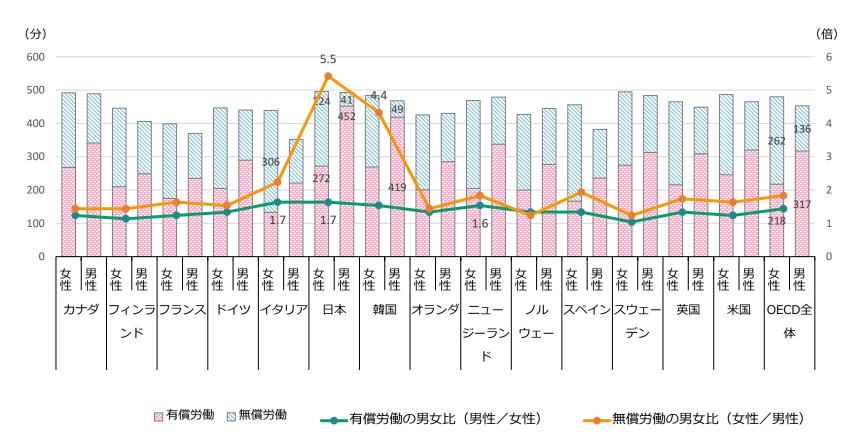
うち正規の職員・従業員 1,250万人(46.6%)

うち非正規の職員・従業員 1,432万人(53.4%)

## 男女別の生活時間(有償労働と無償労働)

• 各国に比べ、日本は男性の有償労働時間が特に長く、世界で最も長い水準となっている。一方で、無償労働時間については男性は非常に短く、女性が多くを担っている(男性の5.5倍)。

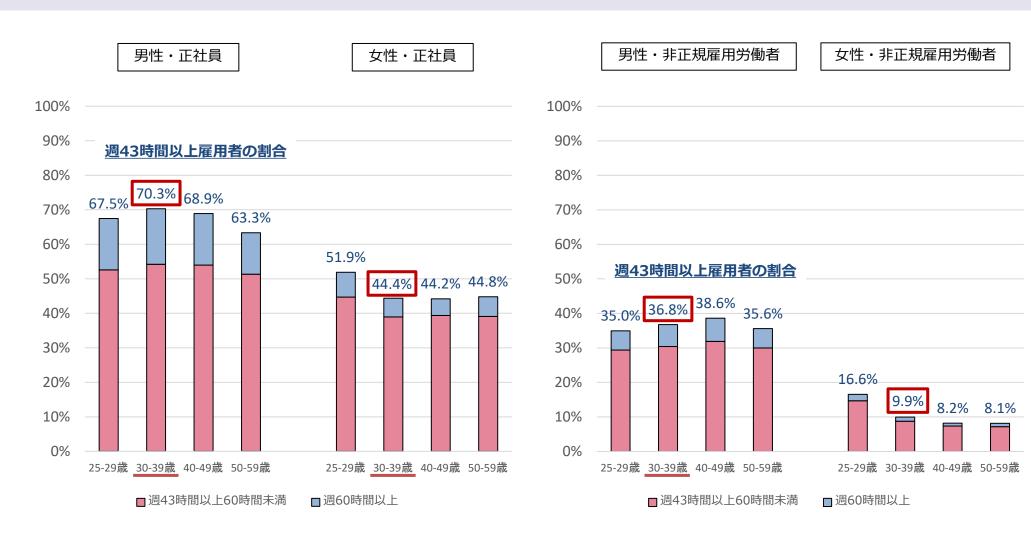
男女別に見た生活時間(週全体平均) (1日当たり、国際比較)



- (備考)1. OECD Balancing paid work, unpaid work and leisure(2020)をもとに、内閣府男女共同参画局にて作成。
  - 2. 有償労働は、「paid work or study」に該当する生活時間、無償労働は「unpaid work」に該当する生活時間。 「有償労働」は、「有償労働(すべての仕事)」、「通勤・通学」、「授業や講義・学校での活動等」、「調査・宿題」、「求職活動」、「その他の有償労働・学業関連行動」の時間の合計。 「無償労働」は、「日常の家事」、「買い物」、「世帯員のケア」、「非世帯員のケア」、「ボランティア活動」、「家事関連活動のための移動」、「その他の無償労働」の時間の合計。
  - 3. 調査は、2009年~2018年の間に実施している。

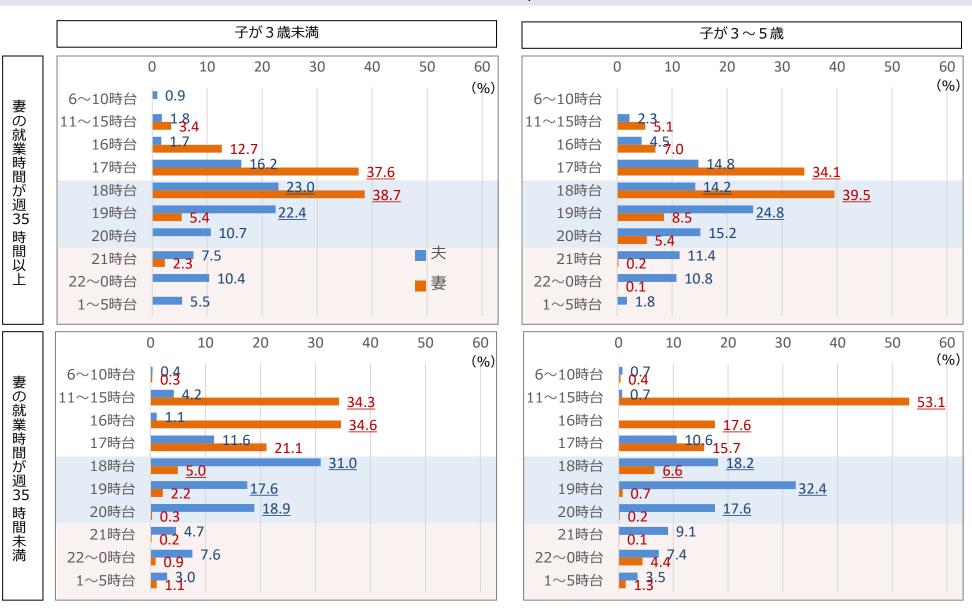
## 労働時間の現状

男女別でみると、子育て世代である30代について、<u>男性正社員の7割以上が週43時間以上</u>働いており、他の年齢層と比較しても高く、<u>女性正社員も</u>、20代より割合は下がるが、<u>4割強が週43時間以上</u>働いている。男性については、非正規雇用労働者についても4割弱が週43時間以上働いている。



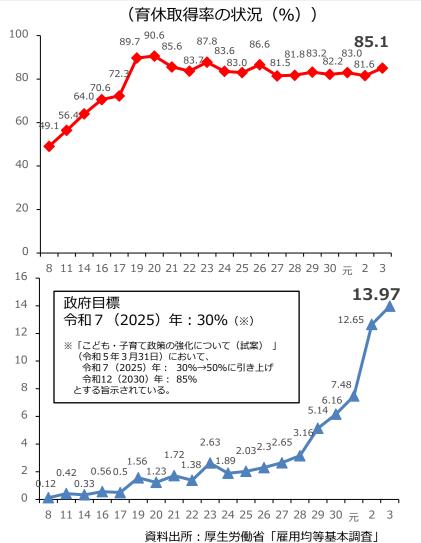
## 子がいる男女の仕事のある日(平日)の帰宅時間

• 子がいる共働きの夫婦について、仕事のある日(平日)の帰宅時間は、女性よりも男性の方が遅い傾向にあるが、妻の就業時間が週35時間以上の場合でも、夫の約1/4が、仕事のある日の帰宅時間が21時~5時である。



## 育児休業の取得率・取得期間の状況

- 育児休業の取得期間は、女性は9割以上が6か月以上である一方、男性は約5割が2週間未満であり、依然として短期間の取得が中心。一方、男性の「1か月~3か月未満」の取得は24.5%で、3番目に多い取得期間となっている。
- 育児休業取得率は、女性は8割台で推移している一方、男性は上昇傾向にあるものの女性に比べ低い水準 となっている(令和3年度:13.97%)。



# 【女性】 (育休取得期間の状況(%))

	5日 未満	5日 ~	2週間 ~	1月 ~	3月 ~	6月 ~	8月 ~	10月 ~	12月 ~	18月 ~	24月 ~	36月 ~
平成27年度	0.8	0.3	0.6	2.2	7.8	10.2	12.7	31.1	27.6	4.0	2.0	0.6
平成30年度	0.5	0.3	0.1	2.8	7.0	8.8	10.9	31.3	29.8	4.8	3.3	0.5
令和3年度	0.5	0.0	0.1	0.8	3.5	6.4	8.7	30.0	34.0	11.1	4.5	0.6

# 【男性】

#### 6月以上が95.3%

	5日 未満	5日 ~	2週間 ~	1月 ~	3月 ~	6月 ~	8月 ~	10月 ~	12月 ~	18月 ~	24月 ~	36月 ~
平成27年度	56.9	17.8	8.4	12.1	1.6	0.2	0.7	0.1	2.0	0.0	ı	ı
平成30年度	36.3	35.1	9.6	11.9	3.0	0.9	0.4	0.9	1.7	ı	0.1	ı
令和3年度	25.0	26.5	13.2	24.5	5.1	1.9	1.1	1.4	0.9	0.0	0.2	-

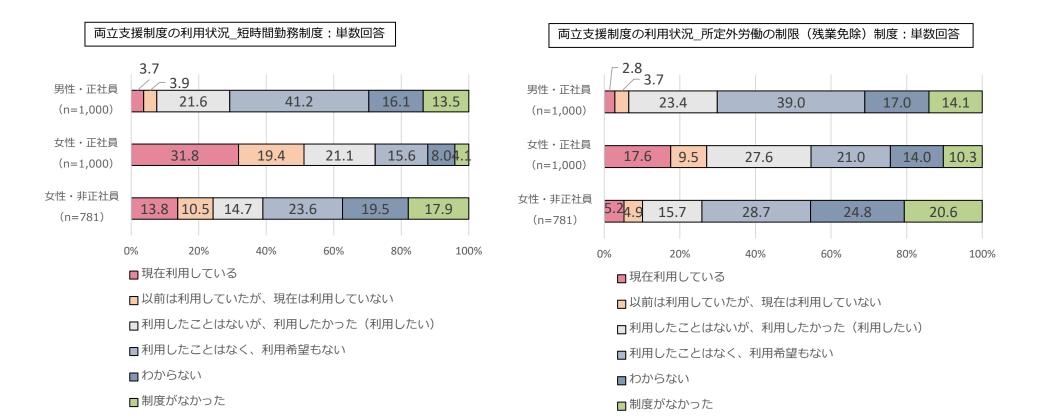
#### 2週間未満が51.5%

※ 調査対象:各事業所で調査前年度1年間に育児休業を終了し、復職した者

資料出所:厚生労働省「雇用均等基本調査」

## 短時間勤務制度・残業免除の利用状況

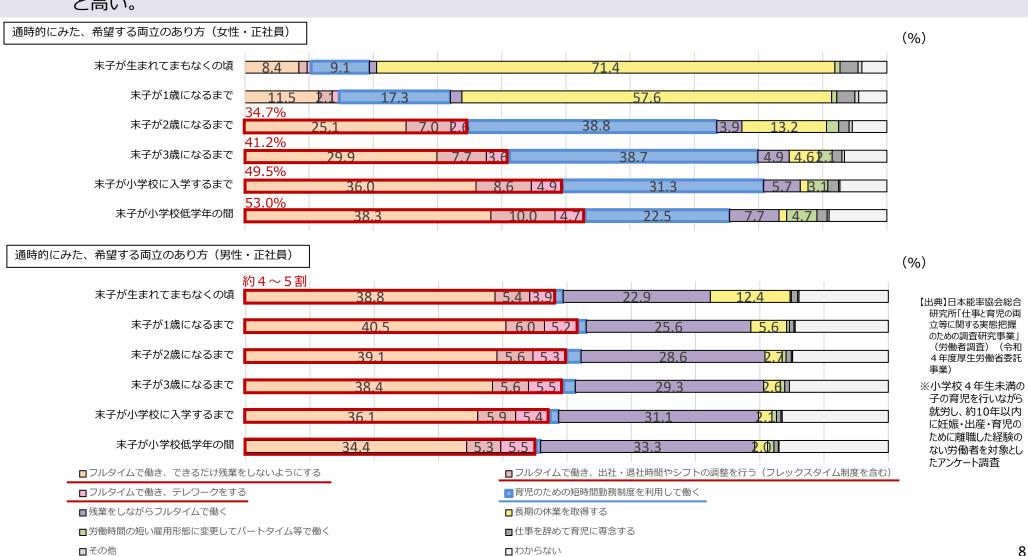
- 育児のための短時間勤務制度については、「利用している」又は「以前は利用していた」の合計が、女性・正 社員で51.2%、女性・非正社員で24.3%であるのに対して、男性・正社員は7.6%と少ない。
- 育児のための所定外労働の制限(残業免除)制度については、「利用している」又は「以前は利用していた」 の合計が、女性・正社員で27.1%、女性・非正社員で10.1%、男性・正社員は6.5%となっている。



【出典】日本能率協会総合研究所「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業」(労働者調査)(令和4年度厚生労働省委託事業)

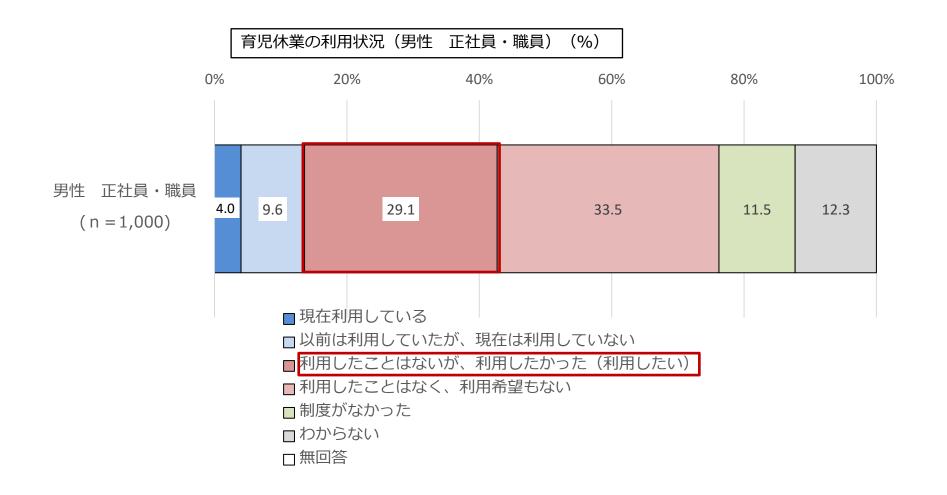
## 希望する仕事と育児の両立のあり方

- 女性・正社員については、子が生まれてまもなくは休業、1歳以降は短時間勤務を希望する割合が高いものの、 3歳以降は、残業をしない働き方や、柔軟な働き方(出社・退社時間やシフトの調整、テレワーク)を希望する割合が高くなっていく。
- 男性・正社員についても、残業をしない働き方や柔軟な働き方を希望する割合が子がどの年齢でも約4~5割と高い。



## 育児休業の利用状況(男性・正社員・職員)

• 「男性 正社員・職員」に育児休業の利用状況をたずねると、「利用したことはないが、利用したかった(利用した い)」と回答した割合が29.1%であった。



【出典】日本能率協会総合研究所「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業」(労働者調査)(令和4年度厚生労働省委託事業) ※小学校4年生未満の子の育児を行いながら就労し、約10年以内に妊娠・出産・育児のために離職した経験のない労働者を対象としたアンケート調査

## 今後の子育て世代の意識

今後の子育て世代となる大学生では、<u>育児休業をとって積極的に子育てをしたい男性の割合は年々増加</u>するなど、積極的に子育てをすることを希望する者が増えている。また、共働き希望は、男性は年々増加し、女性は 7割以上の高い水準で推移している。

#### 図24 子育てについて、あなたの考えに近いもの



■ 育児休業は取らないが子育てはしたい \*B

■ 子供ができたら仕事をやめて子育てに専念したい

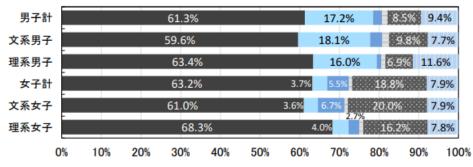
子育てはできるだけ相手や両親にまかせたい

🌃 今のところあまり子供は欲しくない

子育てのことなど考えたこともない

\*A: 23年卒までは「育児休業を取って積極的に子育てしたい」

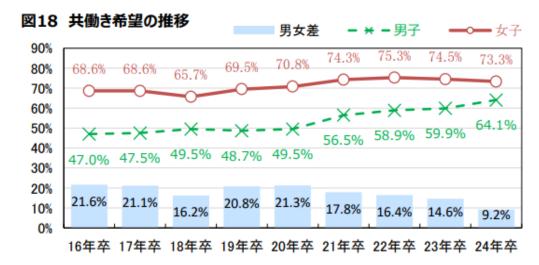
\*B: 23年卒までは「育児休業は取らないが夫婦で子育てはしたい」



#### 図25「育児休業をとって子育てしたい\*」の割合推移

\*23年卒までは「育児休業を取って積極的に子育てしたい」





#### 図20 専業「主婦」希望の推移



【資料出所】マイナビ「マイナビ2024 年卒大学生のライフスタイル調査」(調査対象:マイナビ2024会員のうち「2024年春」に卒業予定の大学生・大学院生)

## 子の看護休暇の規定整備状況と取得可能日数

- 子の看護休暇制度の定めがある事業所(30人以上)は83.9%。小学校就学の始期に達するまで子の看護休暇 が取得できる事業所(30人以上)は、83.6%。
- 子の看護休暇制度の規定のあるほとんどの事業所で、休暇の取得可能日に上限を定めているが、その日数は、 ほとんどが法定どおりである。

子の看護休暇制度の規定の有無及び利用可能期間(%)

子の看護休暇の取得可能日数(%)

	り子の看護休暇制度の規定あ	で(法定どおり)小学校就学の始期に達するま	(又は9歳)まで小学校3年生	(又は12歳)まで小学校卒業	以降も対象
総数	65.7 (100.0)	(84.3)	(3.5)	(6.1)	(6.1)
30人 以上	83.9 (100.0)	(83.6)	(4.0)	(8.4)	(4.0)
500人 以上	95.5 (100.0)	(56.3)	(18.3)	(18.7)	(6.7)
100~ 499人	94.3 (100.0)	(77.5)	(6.3)	(10.5)	(5.7)
30~ 99人	80.9 (100.0)	(86.1)	(3.0)	(7.5)	(3.4)
5~ 29人	60.3 (100.0)	(84.6)	(3.2)	(5.1)	(7.0)

	10. 7	77-									TT-
	り子 の <del>季</del>	取   得   司	子が1.	人の場合	<u></u>		子が 2	人以上	の場合		取 得 司
	の看護休暇制度(規定あ	取得可能日数 制限あり	5日(法定どおり	6 5 10 日	11	21 日 以 上	10日 (法定どおり	11	21	41 日以上	取得可能日数制限なし
総数	100.0	95.9 (100.0)	91.2 (95.1)	3.2 (3.4)	0.3 (0.3)	1.1 (1.2)	93.4 (97.4)	1.4 (1.5)	0.2 (0.2)	0.9 (0.9)	4.1
30人 以上	100.0	97.9 (100.0)	92.0 (94.0)	5.0 (5.1)	0.4 (0.4)	0.5 (0.5)	94.5 (96.6)	2.8 (2.9)	0.2 (0.2)	0.4 (0.4)	2.1
500人 以上	100.0	100.0 (100.0)	88.6 (88.6)	9.3 (9.3)	2.0 (2.0)	0.1 (0.1)	94.3 (94.3)	4.2 (4.2)	0.8 (0.8)	0.8 (0.8)	-
100~ 499人	100.0	97.8 (100.0)	89.0 (91.0)	7.5 (7.6)	0.1 (0.1)	1.2 (1.3)	93.1 (95.2)	3.1 (3.2)	0.2 (0.2)	1.3 (1.4)	2.2
30~ 99人	100.0	97.9 (100.0)	93.1 (95.1)	4.1 (4.2)	0.4 (0.4)	0.3 (0.3)	95.0 (97.0)	2.7 (2.7)	0.1 (0.1)	0.1 (0.1)	2.1
5~ 29人	100.0	95.0 (100.0)	90.8 (95.6)	2.5 (2.7)	0.3 (0.3)	1.4 (1.4)	92.9 (97.7)	0.9 (0.9)	0.2 (0.2)	1.1 (1.2)	5.0

### 子の看護休暇制度の取得事由・6か月未満の労働者に対する適用状況

- 子の看護休暇制度はどのような場合に取得できるかについて、「病気・けがをした子の看護又は子に予防接種 や健康診断を受けさせるため(法定どおり)」が正社員等で88.4%、有期契約労働者で78.8%と最も多い。
- 勤続6か月未満の労働者に対し「子の看護休暇」を適用する事業所は約4割となっている。

#### 子の看護休暇の取得事由(%)

	病気・けがをした 子の看護又は子に 予防接種や健康診 断を受けさせるた め(法定どおり)	インフルエンザ等 の感染症による等 保育園・小学校等 の登園・登校禁止 の定めにより、子 の世話をするため	保育園・小学校等 の臨時休業により 子の世話をするた め	インフルエンザ等 の感染のおそれが あり、自主的に保 育園・小学校等を 休ませた場合の子 の世話をするため	その他	規定がな い・わか らない	無回答
無期契約労働者(正社員等)	88.4	14.5	11.0	10.4	2.2	9.1	1.2
有期契約労働者	78.8	11.8	8.5	8.5	2.2	14.3	5.9

【出典】日本能率協会総合研究所「什事と育児等の両立に関する実態把握のための調査研究事業」(企業調査)(令和2年度厚生労働省委託事業)

#### 6か月未満の労働者に対する適用状況(子の看護休暇)(%)

事	業所計		100.0		
子	の看護休暇制度	の規定あり	62.4	(100.0)	
	勤続6か月	対象としている	25.5	(40.9)	
	未満の者	対象としていない	36.9	<u>(59.1)</u> -	<b>→</b>
子	の看護休暇制度	の規定なし	36.5		
不	明		1.1		

【出典】厚生労働省「雇用均等基本調査」(令和2年度)

# <u>制度の対象としていない勤続6か月未満の者から申出があっ</u>た場合の対応状況

申出を拒んでいる(欠勤扱いとしている)	<u>4.4</u>
「子の看護休暇」として申出を認めている	2.8
年次有給休暇の取得を勧奨している	10.2
申出を受けたことがない	79.9
その他	1.9
不明	0.6

## 子の看護休暇の取得日数・子どもの病気のために利用した制度別平均利用日数

- 小学校就学前までの子を持つ労働者に占める子の看護休暇取得者の割合は女性で16.2%、男性で6.7%で、取得日数については「5日未満」が最も高い。
- 1年間に子どもの病気のために利用した制度の日数の平均を制度等別にみると、「男性・正社員」では、「年次有給休暇制度」が1.1日でもっとも平均日数が多い。「女性・正社員」では、「年次有給休暇制度」が2.9日でもっとも平均日数が多い。「女性・非正社員」では、「欠勤」が2.6日でもっとも平均日数が多く、次いで「年次有給休暇制度」が1.6日となっている。

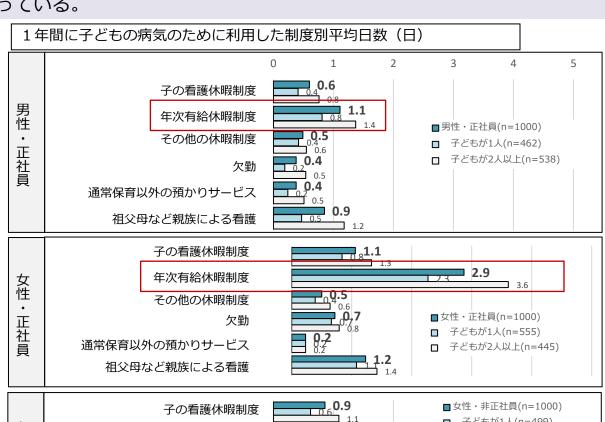
#### 子の看護休暇取得者割合・取得日数(%)

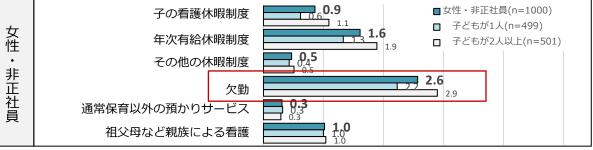
	小学校 就学前	子の看し	]	取得日数	ζ
	までの 子を持 つ労働 者計	護休暇取得者	5日未満	5 ~ 10 日	11 日以上
女性	100.0	16.2 (100.0)	(75.1)	(23.6)	(1.3)
男性	100.0	6.7 (100.0)	(88.8)	(10.4)	(0.7)

注:「子の看護休暇取得者」は、調査前年度に子の看 護休暇を取得した者をいう。

#### 【出典】

- (左) 厚生労働省「令和3年度雇用均等基本調査」
- (右) 日本能率協会総合研究所「仕事と育児等の両立に関する実態把握のための調査研究事業」(労働者調査) (令和2年度厚生労働省委託事業)





# 年齢階級別の診療を受けた日数

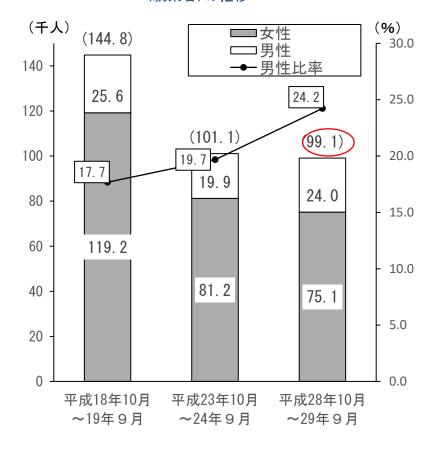
• 令和2年度に診療を受けた平均日数を年齢階級別にみると、0~4歳で13.51日、5~9歳で11.23日、10~14歳で8.32日となっている。

	1	人当たり	療保険計	)	to 7 本数	
年齡階級		診射	<b>费</b>		訪問看護	加入者数 (年度平均)
	入院	入院外	歯科	計	的问句包	(1)2 (1)3/
	日	日	日	日	日	千人
0 ~ 4	1.10	11.20	1.21	13.51	0.17	4,643
5 ~ 9	0.23	7.68	3.32	11.23	0.06	5,231
10 ~ 14	0.30	6.03	2.00	8.32	0.07	5,455
15 ~ 19	0.38	4.60	1.46	6.44	0.05	5,753
20 ~ 24	0.44	4.07	1.78	6.29	0.06	6,466
25 ~ 29	0.64	4.94	2.19	7.76	0.03	6,464
30 ~ 34	0.80	5.54	2.30	8.65	0.05	6,808
35 ~ 39	0.83	5.83	2.43	9.09	0.06	7,608
40 ~ 44	0.84	6.32	2.64	9.80	0.06	8,531
45 ~ 49	1.08	7.27	2.82	11.17	0.08	9,857
50 ~ 54	1.49	8.89	3.08	13.45	0.12	8,661
55 ~ 59	2.06	10.52	3.38	15.96	0.15	7,830
60 ~ 64	2.79	12.37	3.69	18.85	0.37	7,289

## 介護離職者の現状

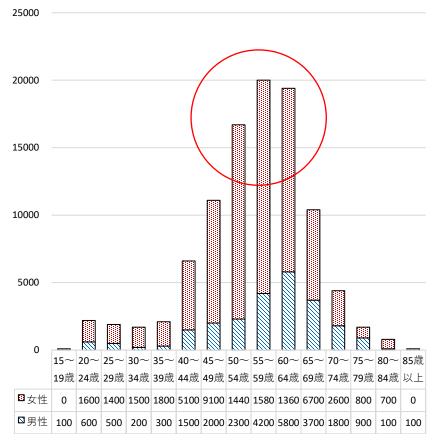
- 家族の介護や看護による離職者数の推移をみると、離職者数はやや減少しているものの、直近の数値は約9万 9千人。男性の割合は増加傾向にあることが分かる。
- 家族の介護・看護を理由とする離職者は、50歳~64歳で多い。65歳以上も17.6%存在している。

家族の介護・看護を理由とする離職者数 (就業者)の推移



資料出所:総務省「就業構造基本調査」 (平成19年、24年、29年)

介護・看護を理由とする離職者(就業者)の年齢構成

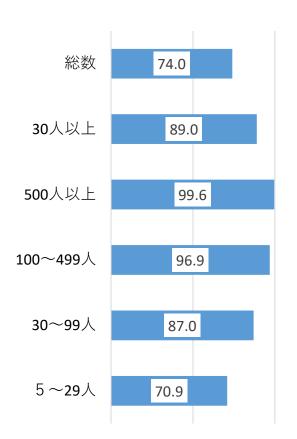


資料出所:総務省「平成29年就業構造基本調査」 平成28年10月~平成29年9月の離職者

## 介護休業の規定整備状況と介護休業期間の最長限度

• ほとんどの事業所で、介護休業期間の最長期間に上限を定めているが、その期間は、事業所規模が大きいほど、 法定を上回る期間としている事業所の割合が多い。

#### 介護休業制度の規定の整備状況(%)



■介護休業制度の規定あり

#### 介護休業期間の最長限度(%)

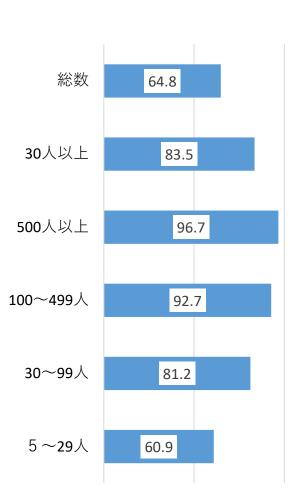
	介護休業制度 規定あり	期間の最長限度を決めてい	通算して93日(法定どお	93 日を超え6か月未満	6 か月	6か月を超え1年未満	年	1年を超える期間	数取得できる期間の制限はなく、必要日
総数	100.0	95.3 (100.0)	(84.6)	(2.6)	(2.6)	(0.4)	(8.1)	(1.8)	4.7
30人以上	100.0	97.3 (100.0)	(78.1)	(3.1)	(2.7)	(0.6)	(11.9)	(3.6)	2.7
500人以上	100.0	100.0 (100.0)	(46.0)	(2.0)	(9.0)	(1.5)	(29.9)	(11.6)	-
100~499人	100.0	97.8 (100.0)	(67.1)	(5.8)	(5.2)	(1.2)	(17.4)	(3.3)	2.2
30~99人	100.0	97.1 (100.0)	(81.6)	(2.4)	(1.9)	(0.5)	(10.1)	(3.5)	2.9
5~29人	100.0	94.8 (100.0)	(86.4)	(2.4)	(2.5)	(0.3)	(7.0)	(1.4)	5.2

## 介護休暇の規定整備状況と取得可能日数

• 介護休暇制度の規定のあるほとんどの事業所で、介護休暇の取得可能日数に上限を定めているが、その日数は、 ほとんどが法定どおりである。

介護休暇制度の規定の整備状況(%)

1年間に取得できる介護休暇日数(%)

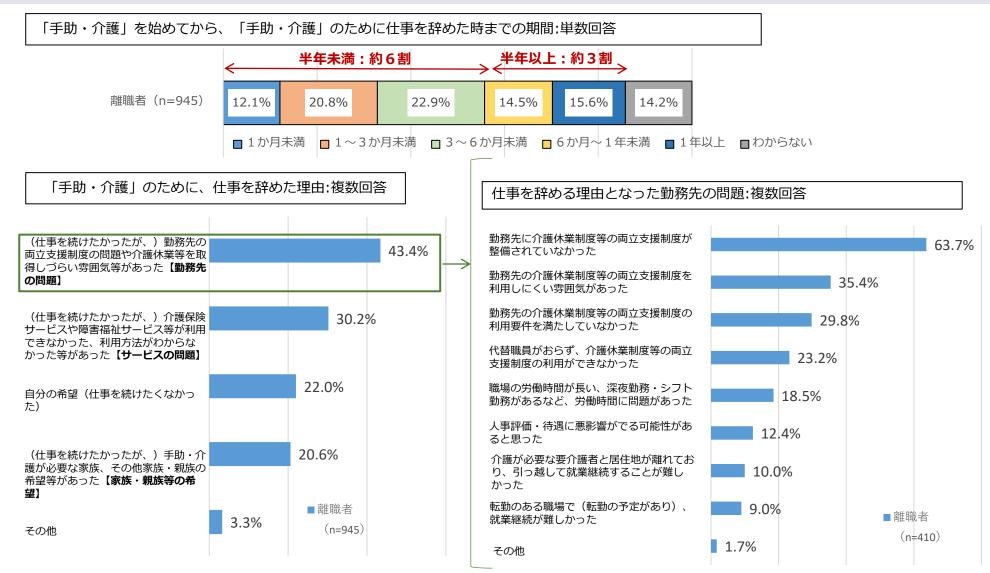


	あ介り護体	あ取り得可	対象家	族が1人	の場合		対象家	 族が 2 /	人以上の	場合	な取し得
	あり 規定 規定		5日 (法定ど	6 ∫ 10 日	11	21 日 以 上	どおり (法定	11 〈 20 日	21	41 日以上	なし 制限 制限
総数	100.0	95.6 (100.0)	89.4 (93.5)	1.4 (1.5)	0.7 (0.7)	4.1 (4.3)	90.2 (94.3)	1.2 (1.3)	0.3 (0.3)	3.9 (4.1)	4.4
30人以上	100.0	97.3 (100.0)	90.2 (92.8)	2.6 (2.7)	0.9 (0.9)	3.5 (3.6)	91.9 (94.5)	1.4 (1.4)	0.3 (0.3)	3.7 (3.8)	2.7
500人以上	100.0	99.8 (100.0)	87.8 (87.9)	5.2 (5.2)	3.9 (3.9)	2.9 (2.9)	90.4 (90.6)	5.2 (5.2)	1.9 (1.9)	2.4 (2.4)	0.2
100~499 人	100.0	98.3 (100.0)	89.7 (91.3)	4.4 (4.5)	1.1 (1.1)	3.1 (3.1)	91.4 (93.0)	2.3 (2.4)	0.6 (0.6)	3.9 (4.0)	1.7
30~99人	100.0	96.9 (100.0)	90.4 (93.3)	2.1 (2.2)	0.8 (0.8)	3.6 (3.7)	92.1 (95.0)	1.0 (1.1)	0.2 (0.2)	3.7 (3.8)	3.1
5~29人	100.0	95.2 (100.0)	89.2 (93.7)	1.1 (1.1)	0.6 (0.7)	4.3 (4.5)	89.7 (94.3)	1.2 (1.2)	0.3 (0.3)	3.9 (4.1)	4.8

■介護休暇制度の規定あり

### 介護を理由に仕事を辞めるまでの期間と辞めた理由

- 手助・介護を始めてから離職までの期間は、「半年未満」が約6割、「半年以上」が約3割となっている。
- 仕事を辞める理由で最も多かったのは「勤務先の問題」で、その中でも「両立支援制度が整備されていなかった」が約6割である。



## 介護休業に関する考え方

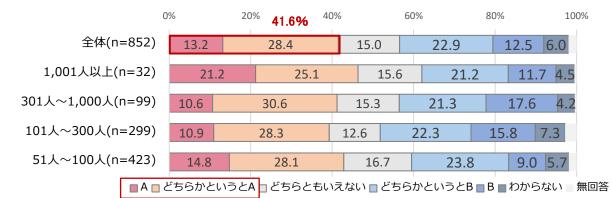
- 介護休業に関する考え方について、「A:介護休業期間は主に仕事を続けながら介護をするための体制を構築する期間である」と「B:介護休業期間は介護に専念するための期間である」という考え方に対し、
  - \*企業調査では、「A」もしくは「どちらかというとA」と考える割合は、従業員規模にかかわらず、4割に とどまる。
  - \*労働者調査では、「A」もしくは「どちらかというとA」と回答した割合は、3~4割程度にとどまる。

#### 介護休業に関する考え方

A:介護休業期間は主に仕事を続けながら介護をするための体制を構築する期間である

B:介護休業期間は介護に専念するための期間である

#### 企業調査



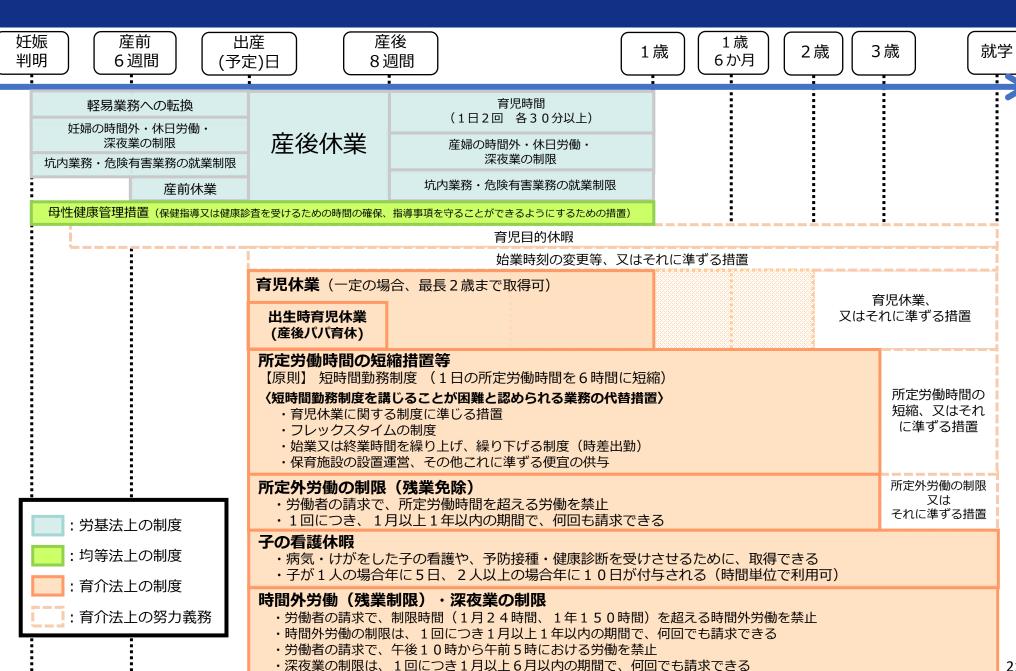
#### 労働者·離職者調査



【出典】三菱UFJリサーチ&コンサルティング「仕事と介護の両立等に関する実態把握のための調査研究事業報告書」(令和3年度厚生労働省委託調査)

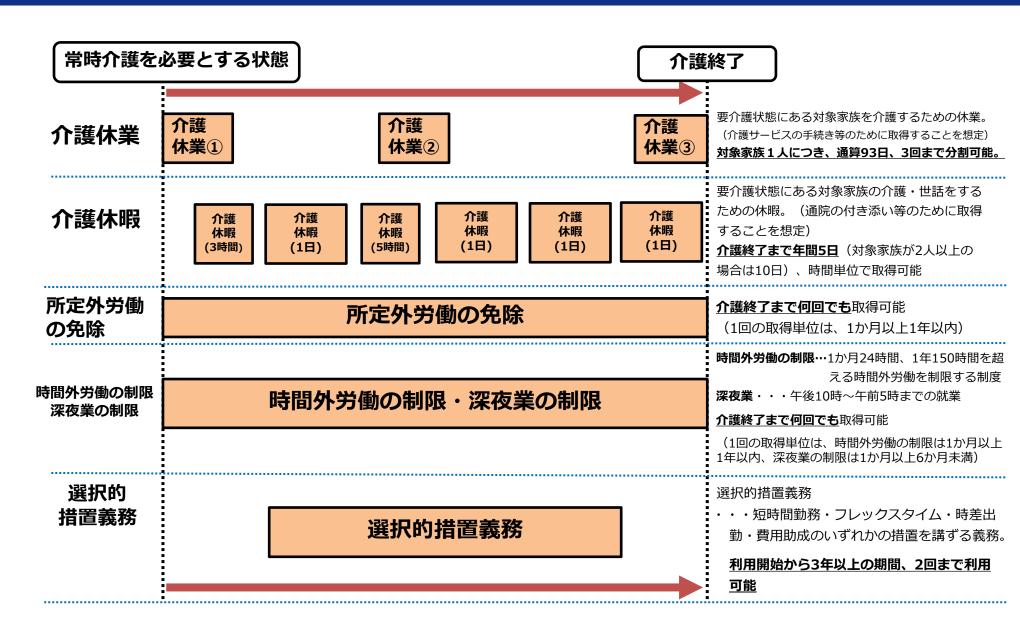
育児・介護休業法 次世代育成次世代育成支援対策推進法 概要

## 妊娠・出産・育児期の両立支援制度

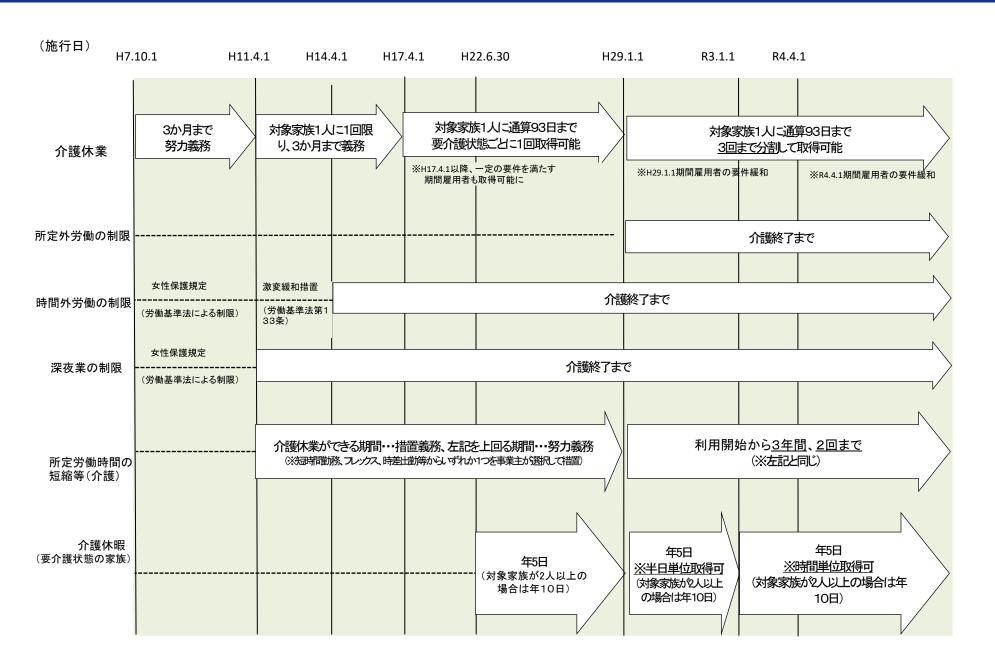


#### 育児・介護休業法の改正経過(育児関係) (施行日)H4.4.1 H7.4.1 H11.4.1 H14.4.1 H17.4.1 H22.6.30 H26.4.1 H29.1.1 H29.10.1 R3.1.1 R4.4.1 R4.10.1 R5.4.1 原則1歳まで 原則1歳まで左記づえ 原則1歳まで左記づら、保育所 原則1歳まで(※左記と同じ) 育児休業 1歳まで(30人 1歳まで (保育所に入れない等の 2回に分割して取得可能 に入れない等の場合は、2歳 父母ともに休業する場合は、1歳2か月) 以下適用猶予) 場合は 1歳6か月) ※R4.4.1期間雇用者の要件緩和 ※H29.1.1期間雇用者の要件緩和 ※H17.4.1以降、一定の要件を満たす期間雇用者も取得可能に 出生時 子の出生後8週間以内に4週間まで 育児休業 2回に分割して取得可能 (産後パパ育休) 所定外労働の 子か3歳未満 ※H24.6.30まで100人以下企業は猶予 制限 女性保護規定 時間外労働の 激変緩和措置 小学校の入学まで (労働基準法 制限 (労働基準法による制限) 第133条) 女性保護規定 小学校の入学まで 深夜業の制限 (労働基準法による制限) 子が1歳未満・措置義務 【短時間勤務制度】子が3歳未満…措置義務 3歳~小学校就学前…努力義務 子が3歳未満・措置義務、 所定労働時間 1歳~小学校院学前・努力義務( 3歳~小学校就学前··努力義務 ※H24.6.30まで100人以下企業は猶予 の短縮等 ※短時間豚、フックス、時差出割等から、ずれかーつを ※左記と同じ) 事業主が選択して措置する義務 【短時間勤務制度以外】子が小学校就学前まで…努力義務 形成権 年日 子の看護休暇 努力義務 形成権 年5日 形成権 年5日 ※時間単位取得可(子が)人以上の場合は年10日) 形成権 年5日 ※半日単位取得可 (小学校就学 年5日 (子が2人以上の場合は年10日) (子が2人以上の場合)は年10日) 前の子) 個別周知 個別周知•意向確認義務 •意向確認 雇用環境整備 雇用環境整備措置義務 措置 育児休業等の 1000人超企業 義務 取得状況の公表 労働者の配置 配慮義務 に関する配慮 H13 11 16 育児休業等に係る 不利益取扱いの 解雇の禁止 解雇その他不利益な取扱の禁止 ※R4.4.1以降、妊娠・出産等を申し出たこと、 子の看護休暇に係る解雇 所定労働時間の短縮措 R4.10.1以降、出生時育児休業の申出等が追加 その他不利益取扱いを明 置等に係る解雇その他不 利益取扱いを明文で禁止 文で禁止 育児休業等に係る 育児休業等に関するハラスメント防止措置義務 ハラスメント防止措置 H26.4.1 H13.1.1 H19.3.31 \ H22.4.1 (参考) 休業前賃金の25% 休業前賃金 休業前賃金の40% 休業前賃金 雇用保険 休業前賃金の50%(休業開始から6ヶ月は67%) (休業中20%、 (休業中30%、 の50% Ø50% (育児休業 職場復帰後5%) 職場復帰後10%) (職場复帯約20%) (当面の間) 給付) ※R4.10.1以降、出生時育児休業(産後パパ 育休)、分割取得も支給対象

# 介護期の両立支援制度(育児・介護休業法)



## 育児・介護休業法の改正経過(介護関係)



# 子の看護休暇と介護休暇

	<b>子の看護休暇</b> (育児・介護休業法第16条の2)	<b>介護休暇</b> (育児・介護休業法第16条の5)
休暇の日数	1年に5日まで (子が2人以上の場合は10日まで)	1年に5日まで (対象家族が2人以上の場合は10日まで)
対象労働者	小学校就学の始期に達するまでの子を 養育する労働者 ※ただし、日々雇用される労働者及び 労使協定で以下のうち対象外とされた労働者を除く ・勤続6か月未満の労働者 ・週の所定労働日数が2日以下	要介護状態(※)にある対象家族の介護 その他の世話を行う労働者 ※ただし、日々雇用される労働者及び 労使協定で以下のうち対象外とされた労働者を除く ・勤続6か月未満の労働者 ・週の所定労働日数が2日以下 ※要介護状態: 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、 2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態
対象家族	法律上の子(実子及び養子) ※ 特別養子縁組の監護期間中の子、 養子縁組里親に 委託されている子等も含む。	<ul><li>・配偶者(事実上の婚姻関係を含む)、</li><li>父母、子、配偶者の父母</li><li>・祖父母、兄弟姉妹、孫</li></ul>
取得対象となる世話	・負傷し、又は疾病にかかった子の世話 ・疾病の予防を図るために必要な子の世話(予防 接種又は健康診断を受けさせること)	要介護状態にある対象家族の介護・病院等の付き添い・介 護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その 他の世話
改正経緯	平成14年4月1日 施行(努力義務化) 平成17年4月1日 義務化(年5日まで) 平成22年6月30日 拡充(2人以上、年10日) 平成29年1月1日 半日単位取得 令和 3年1月1日 時間単位取得	平成22年6月30日 施行(義務化)(101人以上企業) 平成24年7月1日 完全施行(101人以下企業も適用) 平成29年1月1日 半日単位取得 令和 3年1月1日 時間単位取得

## 次世代育成支援対策推進法に基づく企業の行動計画策定・実施

(令和7年3月末までの時限立法 (※平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法を、10年間延長))

#### 行動計画の策定

- ・101人以上企業 →義務
- 100人以下企業 →努力義務

(平成23年4月から義務の 対象を拡大(従前は301 人以上企業))

#### 届出•実施

- 各都道府県労働局に届出
- 計画の公表・従業員へ周知 (平成21年4月から義務付け)
- ・目標達成に向けて計画実施

# 計画終了• 目標達成

- 次期行動計画の 策定・実施
- ・ 認定の申請

#### 厚生労働大臣による認定

- 一定の基準を満たす企業を認定
- ・企業は商品等に認定マークを使用可

(平成19年4月1日から「くるみん認定」開始) (平成27年4月1日から「プラチナくるみん認定」 開始)

(令和4年4月1日から「トライくるみん認定」 開始)

(令和4年4月1日から「プラス認定」開始)

#### 行動計画(一般事業主行動計画)

#### 【行動計画とは】

企業が、次世代法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るため に策定する計画

#### 【計画に定める事項】

- ①計画期間(各企業の実情を踏まえおおむね2~5年間の範囲)
- ② 達成しようとする目標
- ③目標達成のための対策およびその実施時期

#### 【計画の内容に関する事項】

- 1 雇用環境の整備に関する事項
- (1) 主に育児をしている従業員を対象とする取組
- (2) 育児をしていない従業員も含めて対象とする取組
- 2 その他の次世代育成支援対策

対象を自社の従業員に限定しない、雇用環境整備以外の取組

#### =計画例=

(例1) 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする。 男性:取得率0%以上、女性:取得率0%以上

<対策>

令和〇年〇月~ 各職場における休業者のカバー体制の検討(代

替要員の確保、業務体制の見直しなど)・実施 令和〇年〇月~ 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職

場復帰のための講習会を年に〇回実施

(例2) ノー残業デーを月に1日設定する。

<対策>

令和〇年〇月~ 部署ごとに検討グループを設置 令和〇年〇月~ 社内報などでキャンペーンを行う ○届出状況(令和4年12月末時点)

101人以上企業の 99.1%

・301人以上企業の 99.3%

・101~300人企業の 99.0%

規模計届出企業数 103,486社

○ 認定状況(令和4年12月末時点)

くるみん認定企業 4,062社

うち、プラチナくるみん認定企業535社

・トライくるみん認定企業

2022年認定

15# Today

1社



#### 認定基準

- ・行動計画の期間が2年以上5年以下であること。
- ・策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- ・次の①または②のいずれかを満たしていること。

①計画期間内に、男性の育児休業等取得率が

くるみん認定 10%以上

プラチナくるみん認定 30%以上

トライくるみん認定 7%以上 であること。

②計画期間内に、男性の育児休業等を取得した者及び企業独自の育児 を目的とした休暇制度を利用した者の割合が

くるみん認定 20%以上

プラチナくるみん認定 50%以上

トライくるみん認定 15%以上

であり、かつ、育児休業等をした者の数が1人以上いること。

- ・女性の育児休業等取得率が75%以上であること。
- 男女の育児休業等取得率を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること(くるみん認定のみ)。
- 3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする 「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」 を講じていること。
- ・フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。
- ・月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。 など
- ☆ くるみん等認定基準を満たした上で

「不妊治療のための休暇制度・両立支援制度」を設けること、その他 の基準を満たした場合、「プラス」認定を受けることができます。

## くるみん認定・プラチナくるみん認定・トライくるみん認定・プラスについて

#### 認定の概要

- 企業が次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」)に基づいた一般事業主行動計画の策定・届出を行い、その行動計画に定めた目標 を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として認定(くるみん認定・トライくるみん認定)
- ② くるみん認定・トライくるみん認定企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業に対しては、より優良な「子育てサポート企業」と して認定(プラチナくるみん認定)
- ③ くるみん等の認定を受けた企業が、不妊治療と仕事との両立にも積極的に取り組み、一定の認定基準を満たした場合、3種類のくるみん にそれぞれ「プラス」認定を追加
- ④ 認定基準を満たさなくなったり、次世代法に違反したりした等の場合に、認定取消しの対象となる。

## 

## くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん(共通)

- 女性の育児休業取得率 75%以上
  - 労働時間数 フルタイム労働者の月平均時間外・休日労働 45時間未満 60時間未満 全労働者の月平均時間外労働









くるみん <sub>H19.4.1</sub>~

10%以上

20%以上

プラチナくるみん $_{ extsf{H27,4,1}\sim}$ 

◆男性の育児休業等取得率

育児休業 30%以上 又は 育児休業+育児目的休暇 50%以上

※プラチナくるみん認定後、男女の育児 休業等取得率など「次世代育成支援対策 の実施状況」を毎年公表しなければなら

# 認定実績(令和4年12月末時点)

- くるみん認定企業 4,062社
- うち,プラチナくるみん認定企業
- 535計 トライ認定企業 1計

【目標: 令和7年までにくるみん企業 4,300社】 · 少子化社会対策大綱

- (令和2年5月29日閣議決定) ·第5次男女共同参画基本計画 (令和2年12月25日閣議決定)
- ◆男性の育児休業等取得率

育児休業+育児目的休暇

トライくるみん  $_{
m R4.4.1}\sim$ 

育児休業 7%以上 又は

15%以上

◆くるみん助成金

◆公共調達の加点評価

◆両立支援等助成金におけるインセン ティブ

認定企業への優遇措置

◆日本政策金融公庫による低利融資

◆商品や広告等へのマーク使用

# 実績と政府目標

民間企業の男性の育児休業取得率 現状:13.97%(令和3年)

男性の育児休業取得率の政府目標 目標:30%(令和7年)

(少子化社会対策大綱(令和2年5月閣議決定)等)

※男女の育児休業等取得率を厚牛労働省 のウェブサイト「両立支援のひろばし (https://ryouritsu.mhlw.go.jp/) で公表していること

◆男性の育児休業等取得率

又は

育児休業+育児目的休暇

R4.4.1 $\sim$ くるみんプラス

育児休業



プラチナくるみん プラス

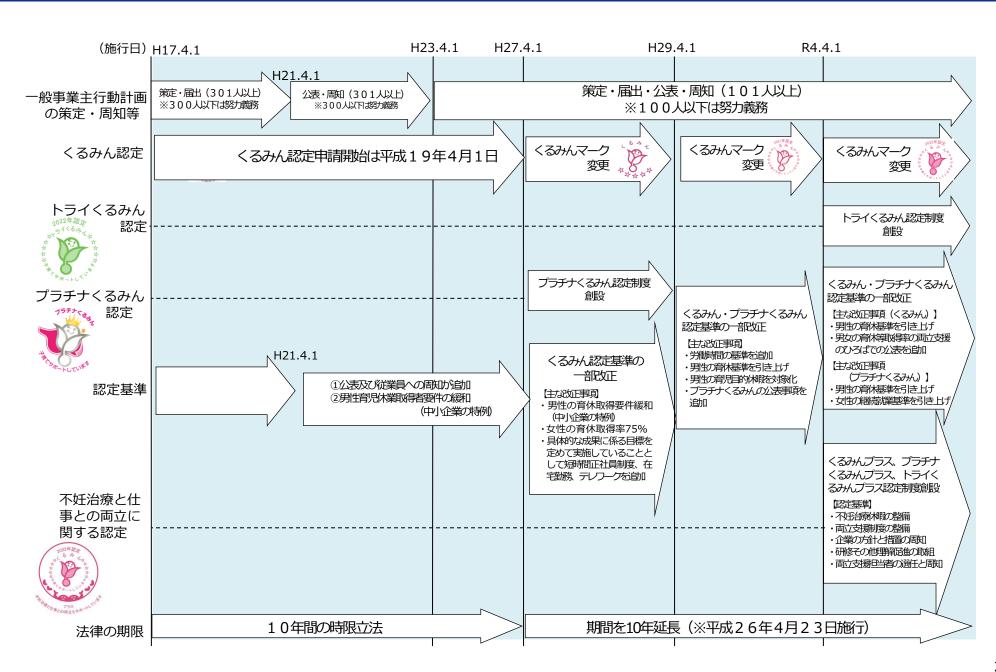


トライくるみん プラス



また、不妊治療と仕事とを両立しやすい職場環境整備に取り組む企業には、「プラス」認定もあります。

## 次世代法(平成15年7月16日制定)の改正経過(一般事業主行動計画関係)



## 両立支援等助成金

令和 5 年度予算額 100億円 (106億円) ※ () 內は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

働き続けながら子育てや介護を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に対して両立支援等助成金を支給することにより、職業生活と家庭生活の両立支援に対する事業主等の取組 を促進し、労働者の雇用の安定を図る。

#### 2 事業の概要・スキーム

※下線部が新設・拡充部分

出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金) 55.4億円(61.1億円)

【第1種】男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置を複数実施するとともに、労使で合意された代替する労働者の残業抑制のための業務見直しなどが含まれた規定に基づく業務体制整備を行い、産後8週間以内に開始する連続5日以上の育児休業を取得させた中小企業事業主に支給する。

代替要員加算:男性労働者の育児休業期間中に代替要員を新規雇用(派遣を含む)した場合

【第2種】第1種助成金を受給した事業主が男性労働者の育児休業取得率を3年以内に30%以上上昇させた場合

※第1種受給年度に育休対象の男性が5人未満かつ取得率70%以上の事業主は、3年以内に2年連続70%以上となった場合も対象

介護離職防止支援コース 2.9億円(2.2億円)

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、または 介護のための季軟な就労形態の制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に支給する。

- ①介護休業:対象労働者が介護休業を合計5日以上取得し、復帰した場合
  - <u>i)(①への加算)**業務代替支援加算**:介護休業取得者の代替要員の新規雇用(派遣を含む)または代替する労働者への</u> 手当支給等を行い、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた場合
- ②介護両立支援制度:介護のための柔軟な就労形態の制度(\*)を導入し、合計20日以上利用した場合(\*)介護のための在宅勤務、法を上回る介護休暇、介護フレックスタイム制、介護サービス費用補助等)
  - <u>ii)(①、②への加算)</u> 個別周知・環境整備加算:介護を申し出た労働者に対する個別周知及び仕事と介護を両立しやすい雇用環境整備を行った場合
- ③新型コロナウイルス感染症対応特例:新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために特別休暇を取得した場合

育児休業等支援コース 38.7億円(38.2億円)

育児休業の円滑な取得・職場復帰のため次の取組を行った事業主(①~④は中小企業事業主)に支給する。

- ①育休取得時 ②職場復帰時:「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業 (3か月以上)の取得・復帰に取り組んだ場合
- ③業務代替支援:3か月以上の育児休業終了後、育児休業取得者が原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、
- 休業取得者の代替要員の新規雇用(派遣を含む)又は代替する労働者への手当支給等を行い、かつ、休業取得者を原職等 に復帰させた場合
- ④職場復帰後支援:法を上回る子の看護休暇制度(A)や保育サービス費用補助制度(B)を導入し、労働者が職場復帰後、6ヶ月以内に一定以上利用させた場合
- ⑤新型コロナウイルス感染症対応特例:小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度及 び両立支援制度を導入し、特別休暇の利用者が出た場合

【育児休業等に関する情報公表加算】

出生時両立支援コース(第1種)及び育児休業等支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例以外)について、申請前の直近年度に係る以下①~③の情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、支給額を加算(各コース1回限り)。 ①男性の育児休業等取得率 ②女性の育児休業取得率 ③男女別の平均育休取得日数

第 1 種	育児休業取得	20万円	※1回限り	
	代替要員加算	20万円(3人以上45万円)		
	育児休業等に関する情報公表加算	2万円		
第 2 種	育児休業取得率の30%以上上昇 <mark>等</mark>	1年以内達成:60万円 2年以内達成:40万円 3年以内達成:20万円	※1回限り	

①介護休業	休業取得時 職場復帰時	30万円 30万円	※1年度各5人まで	
i ) (① <b>への加算</b> ) 業務代替支援 <b>加算</b>	<u> </u>	新規雇用20万円、手当支給等5万円		
②介護両立支援制度		30万円	※1年度5人まで	
ii)(①、②への加算) 個別周知・環境整		15万円		
③新型コロナウイルス	ス感染症対応特例	(労働者1人あたり) ※1年度5人まで 5人以上10日未満 20万円 10人以上 35万円		

₩100**%** 0回±7

©1311 MA1313	007511		※①②各2回まで   (無期雇用者・有期雇用者 各1回) 			
②職場復帰時	職場復帰時 30万円					
③業務代替支援	ア 新規雇用( イ 手当支給等 ※有期雇用者	50万円	※ア、イあわせて、初回から 5年以内に1年度10人まで			
④職場復帰後支援	制度導入 30万円				※制度導入は1回 限り、制度利用は 初回から3年以内 に5人まで	
育児休業等に関す る情報公表加算	①~④いずれかへの加算として2万円			<u> </u>	<u>※1回限り</u>	
⑤新型コロナウイルス 感染症対応特例	ス 1人あたり <u>10万円</u> ※10人まで( <u>上限100万円</u> )					

① 育休取得時

30万円

【経過措置】事業所内保育施設コース 3.0億円(4.2億円)

## 男性の育児休業取得促進事業(イクメンプロジェクト)

令和 5 年度予算額 1.3 億円 (1.2 億円) ※ () 內は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

- ■「イクメンプロジェクト」とは、積極的に育児をする男性「イクメン」及び「イクメン企業」を周知・広報・支援するプロジェクト (H22年度から実施)

数値目標

- ★ 男性の育児休業取得率:現状 13.97%(2021年度) → 目標 30% (2025年)
- ★ 第1子出産前後の女性の継続就業率: 現状 69.5%(2021年) → 目標 70% (2025年)

#### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○育児休業に関する情報開示の促進〈新規〉

- ・令和5年4月から従業員1,000人超の企業に義務化される男性の育児休業取得率の公表に関し、公表結果を分析のうえ取得率上位の企業の好事例、公表の効果等を取り上げるなど、労働市場の機能強化に向けて、企業の情報開示の促進を図る
- ・経営層に訴求するための経済誌等とのタイアップ記事の掲載等
- ○経営層・企業向けセミナー・若年層セミナーの実施(企業版両親学級を含む)
- ・企業の取組を促進する経営層・企業向け、今後育児を担う若年層向けセミナーの充実を図る
- ・企業版両親学級の取組を促進するため、セミナーの開催による普及を図るとともに研修動画や資料等の 充実を図る
- ○好事例の展開及び実践マニュアルの周知

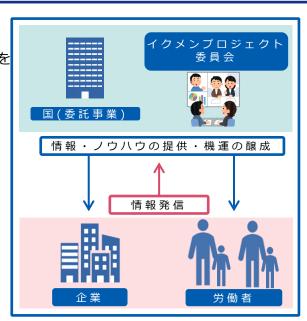
雇用環境整備や労働者への個別周知の効果的な取組事例などを収集し、公式サイト等で展開

○普及啓発資料の作成

男性の育児休業の取得促進に向け、周知資料の母子健康手帳との同時配付や周知・啓発動画の配信等により子どもが産まれる予定の全プレパパ・プレママに周知を徹底

○公式サイトの運用・発信力強化

改正育介法の周知やイクボス宣言・育児体験談等の投稿を促し、参加型サイトとしての強化を図る <R3年度実績>イクメンプロジェクト公式サイトアクセス件数 1,167,930件



実施主体

委託事業 (株式会社)

## 中小企業育児・介護休業等推進支援等事業

令和 5 年度予算額 3.0 億円 (3.0 億円) ※ () 内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

子育て期の労働者及び主な介護の担い手である働き盛り世代の離職防止の観点から、労務管理の専門家が個々の中小企業・労働者の状況や課題に応じた支援を実施する。また、介護に直面する前の制度の周知や正しい知識の付与が重要であることから、介護休業制度等の周知事業を実施する。

#### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

<事業主・労働者支援>

※下線部が拡充部分

#### (1)中小企業育児・介護休業等推進支援事業

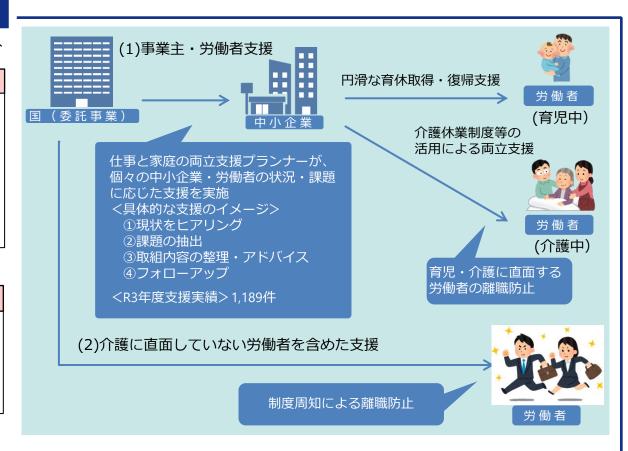
- ○中小企業で働く労働者の育児休業・介護休業の取得や休業後の円滑な職場復帰による継続就労を支援するため、労務管理の専門家が個々の中小企業・労働者の状況や課題に応じた支援を実施する。 (支援担当者80人→85人) ○改正育児・介護休業法に基づく雇用環境整備や個別周知・意向確認等について好事例の提供、各社の課題等を踏まえた効果的な手法の提案、個別労働者の育休復帰支援プラン等の取組を支援する。
- <介護等に直面していない労働者を含めた支援>

#### (2)従業員の介護離職防止のための介護休業制度等周知事業

介護休業制度特設サイトを受け皿として<u>インターネット広告等の拡大</u>やリーフレット配付により、労働者等に介護休業制度や育児休業制度を予め広く周知し、介護に直面した際の離職を防止するとともに、仕事と育児、介護を両立しやすい職場環境づくりを促進する。

実施主体

委託事業 (株式会社)



各当事者に働き掛けることで効果的に育休取得促進・介護離職防止等に取り組む

## 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の 一部を改正する法律の概要(令和3年法律第58号、令和3年6月9日公布)

#### 改正の趣旨

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業給付に関する所要の規定の整備等の措置を講ずる。

#### 改正の概要

- 1 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み『産後パパ育休』の創設 【育児・介護休業法】 子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組みを創設する。
  - ①休業の申出期限については、原則休業の2週間前までとする。 ※現行の育児休業(1か月前)よりも短縮
  - ②分割して取得できる回数は、2回とする。
  - ③労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の個別合意により、事前に調整した上で休業中に就業することを可能とする。
- 2 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け
  - ①育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置
  - ②妊娠・出産(本人又は配偶者)の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知及び休業の取得意向の確認のための措置を講ずることを事業主に義務付ける。
- 3 育児休業の分割取得

育児休業(1の休業を除く。)について、分割して2回まで取得することを可能とする。

4 育児休業の取得の状況の公表の義務付け

常時雇用する労働者数が1,000人超の事業主に対し、育児休業の取得の状況について公表を義務付ける。

5 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」であることという要件を廃止する。ただし、労使協定を締結した場合には、無期雇用労働者と同様に、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することを可能とする。

- 6 **育児休業給付に関する所要の規定の整備**【雇用保険法】
  - ①1及び3の改正を踏まえ、育児休業給付についても所要の規定を整備する。
  - ②出産日のタイミングによって受給要件を満たさなくなるケースを解消するため、被保険者期間の計算の起算点に関する特例を設ける。

#### 施行期日

- ・2及び5:令和4年4月1日
- 1、3及び6:令和4年10月1日(ただし、6②については令和3年9月1日)
- •4:令和5年4月1日